

魚津市告示第168号

魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付要綱の一部改正について

魚津市飲食券取扱事業者支援助成金交付要綱（令和3年魚津市告示第125号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月28日

魚津市長 村椿 晃

附則中第3項を第5項とし、第2項中「申請」の次に「（以下「指定申請」という。）」を加え、同項の次に次の2項を加える。

（令和3年6月1日以降の指定申請に関する特例）

- 3 令和3年6月1日以降に行う指定申請については、第4条第1項第2号の規定を適用しない。
- 4 令和3年6月1日以降に指定申請を行った者に係る助成金の助成限度額については、別表中「50千円」を「100千円」と読み替えるものとする。別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

| 助成対象経費 | 助成率 | 助成限度額 | 備考 |
|--|-----|----------------|---------|
| ①パーテーション、アクリル板等飛沫感染防止用の仕切り ②自動消毒液噴霧器 ③非接触型体温計 ④空気清浄機 ⑤オゾン発生器 ⑥非接触型自動水栓（蛇口） ⑦トイレ内の人感センサー付き照明器具 ⑧店内の換気に必要な網戸又は換気扇 ⑨その他感染症対策に効果があると市長が認める備品 | 4/5 | 1店舗当たり 50千円 | 複数回助成不可 |

備考

助成対象経費には消費税及び地方消費税を含まないものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。